

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム春日丘荘運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム春日丘荘（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、身体介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

3 施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項のほか、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称：特別養護老人ホーム春日丘荘

(2) 所在地：大阪府茨木市南春日丘7丁目11番22号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定介護老人福祉施設サービスの実施に関し、施設の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 副施設長 1名

副施設長は、管理者を補佐し、施設の事務を掌理する。

(3) 主 事 1名

主事は、施設の庶務及び会計事務の業務に従事する。

(4) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(5) 介護職員 53名以上

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(6) 看護職員 6名以上

看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(7) 機能訓練指導員 2名

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導の業務に従事する。

(8) 介護支援専門員 2名

介護支援専門員は、利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(9) 医師 必要数

精神科医 1名

医師は、利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(10) 栄養士 1名

栄養士は、給食管理、利用者の栄養指導の業務に従事する。

(指定介護老人福祉施設の入所定員)

第5条 この施設における指定介護老人福祉施設サービスの入所定員は120名とする。

(サービスの内容)

第6条 施設が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - (ア) 入浴の介護
 - (イ) 排泄の介護
 - (ウ) 衣類着脱の介護
 - (エ) 離床の介護
 - (オ) 整容その他必要な身体の介護
- (3) 食事の提供及び介護
- (4) 相談及び援助
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) リクリエーション行事の実施
- (8) その他社会生活上の便宜の供与

(施設サービス計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した施設サービス計画書を作成する。

2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した施設サービス計画について、利用者及び家族に対し、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 施設サービス計画書の作成にあたっては利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

第8条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(利用料等)

第9条 施設は法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、介護報酬の告示上の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

2 施設は、法定受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 1, 600円/日

(2) 居住に要する費用(多床室) 915円/日

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、

利用者が選定する特別な食事の

提供を行ったことに伴い必要となる費用 実 費(別途消費税要)

(4) 貴重金品管理料 50円/日

(5) 指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。 実 費

(6) 理美容代

1, 200円/回

4 第3項、第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。

5 第3項第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収できるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該利用者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。

6 施設は前5項の利用料等の支払を受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を発行する。

7 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

8 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

9 利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は相当な額に変更することとする。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者に対し説明を行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が施設のサービスを受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

(2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の

確保に留意するものとする。

(3) 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等の対応)

第11条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関 大阪府済生会茨木病院 への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等へ連絡すると共に、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(苦情・ハラスメント処理)

第13条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに係る利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問及び照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに係る利用者からの苦情・ハラスメントに関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(人権擁護及び高齢者虐待防止の為の措置)

第14条 施設は、利用者の人権を擁護する為に権利擁護等に関わる相談などに対応し、成年後見制度等の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報共有を行い、成年後見人となるべき者を薦めることが出来る団体等の紹介を行う。

2 施設では、要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅延なく市町村に通報するものとする。

(1)「身体的虐待」

利用者の身体に外傷が生じた、又は生じる恐れのある時。

暴行が加えられたと思われる時。

(2)「心理的虐待」

利用者に対する暴言等、著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。

(3)「性的虐待」

利用者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる場合。

(4)「介護、世話の放棄(ネグレクト)」

利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ったと思われる時。

(5)「経済的虐待」

利用者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得たと思われる時。

3 上記、第2項各号に掲げる虐待行為を当該施設職員が市町村などに通報した場合であっても施設は通報したことを理由として、その職員を解雇その他不利益となる取り扱いは、一切行わないものとする。

(業務継続計画)

第15条 業務継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第16条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(掲 示)

第17条 施設において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月17日老企第43号)に基づき、当施設玄関前に文書により公開する。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後12ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 施設は、指定介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

5 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。